

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は積替えの保管基準でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次の表は、事業者Xが設置している積替えのための保管施設から、ある月に搬出された産業廃棄物の数量である。この月の翌月（総日数30日）において、この積替えのための保管場所に保管できる産業廃棄物の上限として正しいものはうちどれか。

最大搬出量	最小搬出量	平均搬出量
100 m ³ /日	20 m ³ /日	50 m ³ /日

- (1) 1,500 m³ (2) 700 m³ (3) 600 m³ (4) 350 m³ (5) 140 m³

【解説】

積替えのための保管量の上限は、平均的搬出量の7日分である。

したがって、50 m³/日×7日=350 m³となる。

正解 (4)

先月号の解説にも書いていましたが、積替保管については不適正処理につながる過大な保管を防止するため平均的搬出量の7日分と規定されています。この規定が出来た時の通知に平均的な搬出量とは、「前月の産業廃棄物の総搬出量を前月の総日数で除して得た数量」とあります。ただ、新たな保管場所や前月に保管していなかった場合などは「平均的搬出量」が算出できません。そこで、新たに保管の場所の使用を開始する場合や再開する場合にあっては、計画搬出量をもって平均的な搬出量としています。

この規定は「置きっぱなし」「入れっぱなし」は許せない、という趣旨です。

したがって、搬入量が少量であっても、全く搬出していないのであれば「0÷30×7=0」となり翌月はその保管場所には保管してはいけない、となります。逆に、大量に搬入しても、大量に搬出していれば保管可能量は多くなります。とはいうものの、「保管」に関しては、「囲い」や「積上げ勾配率」といった基準も適用になることから常識外れの量を保管してよいとはなりません。引き続き「保管」から出題。

Q、次のうち、産業廃棄物が発生した事業場内の保管場所の掲示板に表示しなければならない事項として規定されていないものはどれか。

- (1) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、最高積上げ高さ
- (2) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- (3) 保管する産業廃棄物の種類
- (4) 保管する産業廃棄物の重量又は体積
- (5) 産業廃棄物の保管の場所である旨

【解説】

廃棄物保管の掲示板について、一般廃棄物は省令第1条の5、産業廃棄物は省令第8条で規定している。

掲示板については、縦横60cm以上で表示事項は、産業廃棄物については(1)(2)(3)(5)の事項であるが、一般廃棄物については(5)に相当する「一般廃棄物の保管の場所である旨」

～廃棄物処理問題～

は規定されていない。

また、一般廃棄物、産業廃棄物ともに（１）の「屋外での最高積上げ高さ」は規定しているが、（４）の「重量又は体積（数量）」は表示事項としては規定されていない。

正解（４）

廃棄物保管の掲示板の規定が制定されたとき、私（BUNさん）は保健所に勤務していました。保健所からも廃棄物は排出しますから、廃棄物保管場所があります。ここに掲示板を設置してくれと総務係に交渉したところ、予算が無いから出来ないとと言われてしまいました。廃棄物処理法を所管する保健所で廃棄物処理法違反をする訳にはいきません。しょうがないので、BUNさんがカレンダーの裏に法定事項を記入して壁に貼っておきました。掲示板は解説の通り60センチ四方以上という大きさや記載すべき事項は規定がありますが、材質までは規定されていません。まあ、通常はなんとか予算を確保して、金属製かプラスチック製で雨風に耐えられる掲示板のところがほとんどだと思います。

次は「保管」でもちょっとマニアックな問題を。

Q、次のうち、事業者が産業廃棄物を排出した事業場において、産業廃棄物が運搬されるまでの間、遵守しなければならない保管の基準（産業廃棄物保管基準）として誤っているものはどれか。

- （１）周囲に囲いを設けなければならない
- （２）見やすい箇所に掲示板を設置しなければならない
- （３）屋内に保管する場合は、高さの規定は適用されない
- （４）産業廃棄物の種類に応じ保管期間が規定されている
- （５）産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないようにしなければならない

【解説】

産業廃棄物保管基準は、産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準であり、事業者が遵守しなければならない基準である。この基準には、保管期間及び保管量に関する規定はない。一方、収集運搬に伴う積替えのための保管及び処分のための保管については保管量の上限が規定されている。

（１）は省令第8条第1号イ、（２）は省令第8条第1号ロ、（３）は省令第8条第2号ロ、（５）は省令第8条第2号でそれぞれ規定されている。

正解（４）

「産業廃棄物保管基準」という言葉は、「産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準」ということで、排出事業者が排出場所で保管しているときの基準ということです。「保管期間が規定」されていません。これは「保管量上限」の時も言いましたが、普通の事業所、工場、建設現場なら敷地が限られていますから無限大に保管など出来ない、ということや、共通基準として飛散、流出、悪臭、地下浸透等は規制されているので「保管量上限」と同様に「保管期間」も法令で規制するまでのことは無い、ということなのだと思います。

「保管」問題が続きましたので、今回の宿題は「収集運搬基準」にしましょう。



宿題Q

次の産業廃棄物収集運搬車の表示義務について誤っているものはどれか。

- （１）産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨とは「産業廃棄物収集運搬車」等の表示である
- （２）「氏名又は名称」と「許可番号」は90ポイント以上の大きさの文字で表示し、「許可番号」については下6桁以上で表示しなければならない
- （３）市町村が自ら運搬を行う車両は表示を行わなくてよい
- （４）委託されて産業廃棄物を運搬する場合の車両には「産業廃棄物収集運搬車」「氏名又は名称」「許可番号」の3項目の表示でよい
- （５）自己の産業廃棄物を運搬する場合の車両には「産業廃棄物収集運搬車」「氏名又は名称」の2項目の表示でよい